

平成26年度 第1回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成26年5月22日

会場 村上市役所5階 第4会議室

平成26年度 第1回村上市国民健康保険運営協議会
会 議 次 第

日 時 平成26年5月22日(木)
午前10時から

会 場 村上市役所5階 第4会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 挨拶(副市長)
- 4 出席委員数の報告
- 5 委員及び職員紹介 ……資料1
- 6 事務局説明
・運営協議会に関する審議事項等 ……資料2
- 7 会議録署名委員の指名
- 8 議事
 - (1) 会長の選出 _____
 - (2) 職務代理者の選出 _____
 - (3) その他
- 9 報告
 - (1) 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定(専決) ……資料3
 - (2) 平成25年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(専決)
……………資料4
 - (3) 平成26年度村上市国民健康保険特別会計予算の概要 ……資料5
 - (4) 市ホームページへの会議録概要の掲載について ……資料6
 - (5) その他
- 10 その他

次回協議会の開催予定日は、8月21日(木)です。また、8月5日(火)に国保運協委員研修会(朱鷺メッセ)が予定されています。詳細が決まり次第ご案内いたします。

村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成26年5月1日現在

委員の区分	委員の氏名	役職・推薦母体	備考（住所・電話）
国保条例第2条1号 被保険者代表	佐藤 和久	村上地域区長会（野潟区長）	
	齋藤 富一	荒川地域区長会（荒島区長）	
	富樫 敏栄	朝日地域区長会（早稲田区長）	
国保条例第2条2号 保険医・保険薬剤師代表	伊賀 芳朗	いが医院 （村上市岩船郡医師会副会長）	
	前川 隆志	前川歯科クリニック （村上市岩船郡歯科医師会理事）	
	中村 良平	中安調剤薬局 （村上市岩船郡薬剤師会会長）	
国保条例第2条3号 公益代表	富樫 賢一	村上市社会福祉協議会副会長	
	佐藤 忠	村上支部老人クラブ連合会会長	
	成田 健一	村上市民生委員児童委員協議会 連合会副会長	
国保条例第2条4号被用者 保険代表	川原 勝彦	全国健康保険協会新潟支部 企画総務部長	
	鈴木 晴司	国土交通省共済組合第九管区海上保 安本部総務部厚生課共済係長	
	平井 正春	新潟県自動車整備販売 健康保険組合常務理事	

(順不同・敬称略) [◎会長 ○職務代理者]

村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

No.	所属	職名	氏名	備考
1	保健医療課	課長	林 与市次	
2	税務課	課長	板垣 喜美男	
3	保健医療課国保室	課長補佐	五十嵐 好勝	国保室長
4	保健医療課健康支援室	課長補佐	菅原 順子	健康支援室長
5	保健医療課国保室	副参事	長谷部 俊一	
6	保健医療課国保室	主任	松田 政人	

【参考】関係法令抜粋

国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会（第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

村上市国民健康保険条例

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

村上市国民健康保険運営協議会規則

平成 20 年規則第 105 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市国民健康保険条例（平成 20 年村上市条例第 157 号）第 3 条の規定に基づき、村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会に付議すべき事件は、会長があらかじめ委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、この限りでない。

(会議)

第 3 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(書記)

第 4 条 協議会に書記を置き、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(会議録)

第 5 条 会長は、書記に会議録を作成させなければならない。

2 会議録は、議事の内容のほかに、会長が必要と認めた事項を記載し、あらかじめ定めた委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（専決）

【改正理由】

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）の公布（平成26年3月31日）に伴うもの。

「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額の見直しと、低所得者に対する軽減措置の5割軽減と2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の引き上げ（拡充）等の措置が講じられることになったもの。

【改正内容】

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を45万円（現行35万円）に引き上げる。
- (3) その他文言の整理、修正等を行った。
- (4) 施行日 平成26年4月1日
- (5) 専決の理由 施行期日が平成26年4月1日のため

成26年村上市条例第 号

村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険税条例（平成20年村上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和57年法律第80号」の次に「。以下「高確法」という。」を加え、同条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第6条の6及び第6条の7中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第10条第2項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、「前月まで」の次に「、」を加え、同条に次の1項を加える。

9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者に特例対象被保険者（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第11条の3及び第11条の4において同じ。）となった者がある場合には、特例対象被保険者等となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額を特例対象被保険者等となった者が特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第10条の2中「第10条の9」を「第10条の8」に改める。

第10条の3第1項中「特別な」を「特別の」に改める。

第10条の7第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第10条の8第1号中「初日に」を「初日の」に改め、「その日の属する年の」を削り、同条第2号及び第3号中「初日に」を「初日の」に改める。

第11条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同号オ中「給付金」を「納付金」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同号オ中「給付金」を「納付金」に改め、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

第11条の3中「（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）」を削る。

第14条第1項第5号イ中「高齢者の医療の確保に関する法律」を「高確法」に改め、同号イ（ウ）中「条」を「号」に改める。

附則第4項中「年齢65歳以上の」を「年齢65歳以上である」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

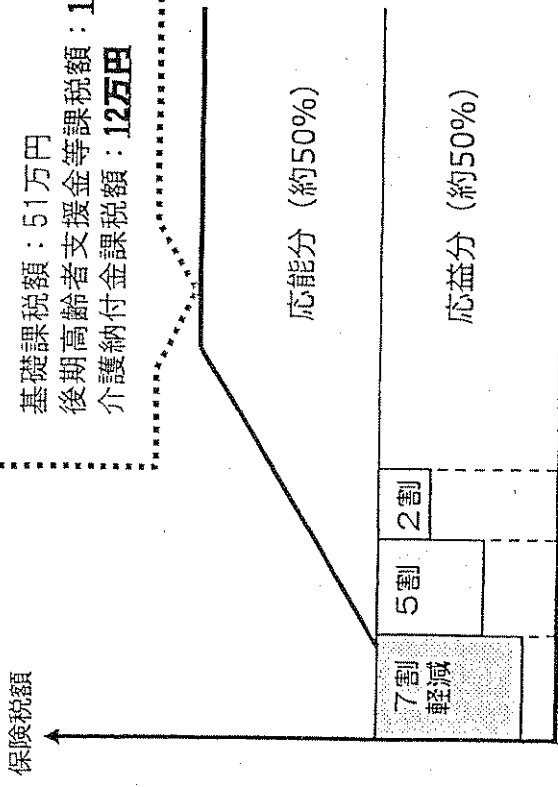
2 改正後の村上市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充

改正内容

<現行>

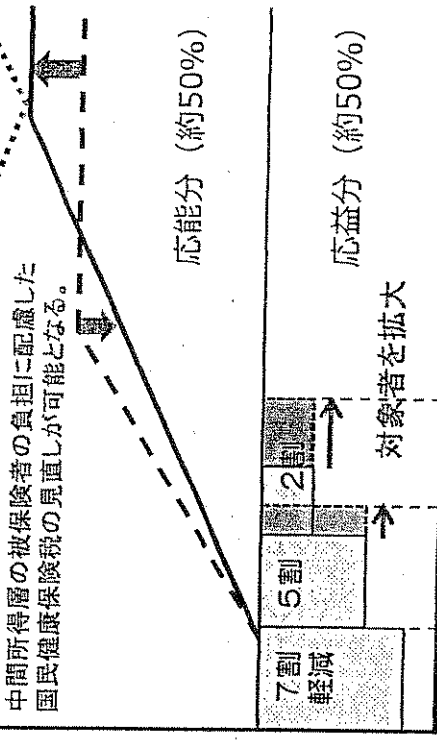
■ 課税限度額 (現行)
 基礎課税額：51万円
 後期高齢者支援金等課税額：14万円
 介護納付金課税額：12万円



■ 軽減判定所得 (現行)
 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯主を被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

<改正後>

① 課税限度額を引き上げる
 ■ 課税限度額 (改正後)
 基礎課税額：51万円
 後期高齢者支援金等課税額：16万円
 介護納付金課税額：14万円



② 5割軽減・2割軽減の基準額を見直す
 ■ 軽減判定所得 (改正後)
 5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
 2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)



平成25年度 国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
		千円	千円	千円	
1 国民健康保険税		1,511,568	△ 31,765	1,479,803	退職
	1 国民健康保険税	1,511,568	△ 31,765	1,479,803	現年度分(医療△20,375、後期△5,507、介護△5,883)
4 国庫支出金		1,700,311	△ 47,737	1,652,574	
	1 国庫負担金	1,206,383	△ 47,796	1,158,587	療養給付費等負担金△40,293、高額医療費共同事業負担金△7,503
	2 国庫補助金	493,928	59	493,987	災害臨時特例補助金追加
7 県支出金		371,425	△ 21,461	349,964	
	1 県負担金	49,365	△ 7,503	41,862	高額医療費共同事業負担金△7,503
	2 県補助金	322,060	△ 13,958	308,102	基準交付金△14,164、支援交付金206
8 共同事業交付金		1,001,329	△ 156,781	844,548	
	1 共同事業交付金	1,001,329	△ 156,781	844,548	高額医療費共同事業交付金△53,816 保険財政共同安定化事業交付金△102,965
10 繰入金		494,572	△ 77,308	417,264	
	2 基金繰入金	77,308	△ 77,308	0	決算見込により基金取り崩しせず。
11 繰越金		25,470	93,798	119,268	
	1 繰越金	25,470	93,798	119,268	未計上額を全額計上
12 諸収入		4,745	1,254	5,999	
	2 雑入	4,002	1,254	5,256	一般被保険者返納金
歳入合計(歳入全体の合計)		7,791,700	△ 240,000	7,551,700	

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
		千円	千円	千円	
2 保険給付費		5,212,202	△ 126,504	5,085,698	
	1 療養諸費	4,594,000	△ 126,504	4,467,496	退職被保険者等療養給付費
7 共同事業拠出金		953,999	△ 113,496	840,503	
	1 共同事業拠出金	953,999	△ 113,496	840,503	高額医療費拠出金△30,012 保険財政共同安定化事業拠出金△83,484
歳出合計(歳出全体の合計)		7,791,700	△ 240,000	7,551,700	

平成26年度 国民健康保険特別会計の概要(1)

【予算額】

●26年度 7,469,000 千円 ●25年度 7,726,000 千円 ●増減額 △ 257,000 千円

【予算の概要】

国保加入者数は減少傾向にあり、国保税の増収が見込めない状況にあります。また、加入者の高齢化、高度医療の進展などにより1人当たり医療費は増加傾向にあるため、財政運営は大変厳しい状況にあります。

予算編成では、特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の使用促進など保健事業の実施により医療費の適正化を図り、なお不足する財源については給付準備基金を活用し、国保税率を据え置くことといたしました。

【主な事業】

○特定健診委託

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健診を各事業者に委託実施する。

また、個別健診の一部負担金を昨年度同様に集団健診と同額とし、受診率向上に努める。

○温泉活用健康事業委託

身体機能回復、健康増進を目的に温泉活用健康事業を各事業者に委託実施する。

○健康ダイエット教室等の業務委託

生活習慣病、肥満の予防改善を目的に健康ダイエット教室、糖尿病予防教室等を各スポーツクラブに委託実施する。

○インフルエンザ予防接種助成

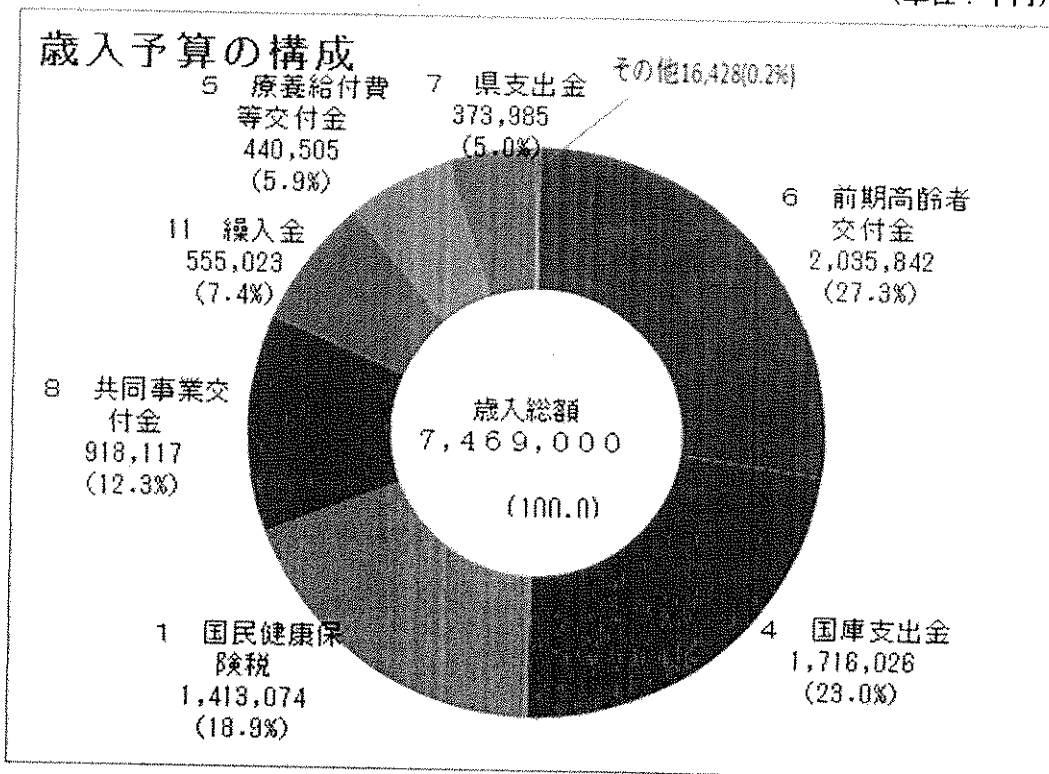
中学生以下の子どもに対してインフルエンザ予防接種助成を行い、罹患及び重症化の予防を行う

○医療費及びジェネリック医薬品差額通知

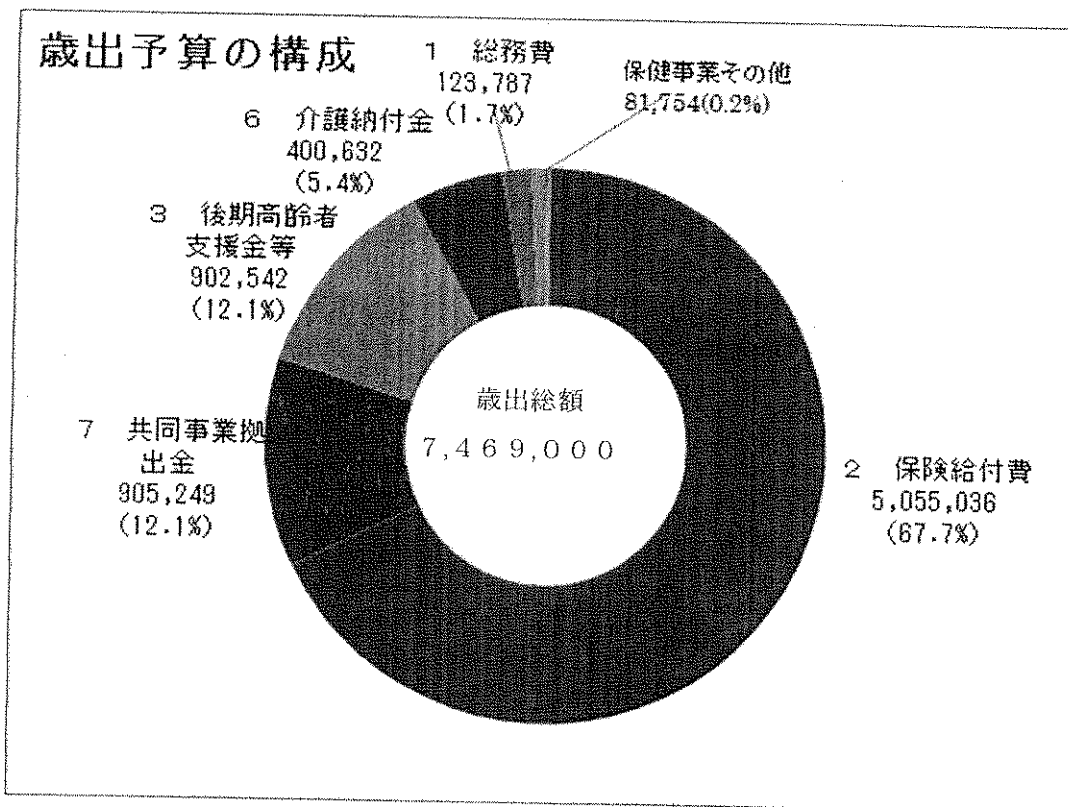
医療費及びジェネリック医薬品差額のお知らせを発送し、医療費の軽減とジェネリック医薬品の普及啓発を図る。

平成26年度 国民健康保険特別会計の概要 (2)

(単位：千円)



- 1 予算総額 前年度比△257,000千円 (△3.3%)
- 2 前期高齢者交付金が、前前年度(24年度)精算の影響で減少している。
- 3 交付金の減少等により基金からの繰入金が増加 148,548千円 (+77308千円 +92.2%)



- 1 保険給付費が全体の約7割弱を占める。
- 2 保険給付費、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金で全体の97%の支出となる。

平成26年度 国民健康保険特別会計予算の概要(3)

歳入

款	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率	備 考
1 国民健康保険税	1,413,074	1,511,568	-98,494	-6.5%	一般分△72,102(△5.5%)、退職分△26,392(△12.8%)
2 分担金及び負担金	9,482	9,617	-135	-1.4%	特定健診一部負担金
3 使用料及び手数料	800	800	0	0.0%	国保税督促手数料
4 国庫支出金	1,716,026	1,700,311	15,715	0.9%	療養給付費等負担金(+10.860(+0.9%))は前期高齢者交付金の減によるもの。 医療給付費等から前期高齢者交付金を控除した額に32%を乗じて算定している。 控除額である交付金等が減少したため、給付費は減少しているが、負担金が増えている。
5 療養給付費等交付金	440,505	503,710	-63,205	-12.5%	退職分保険給付費の減による
6 前期高齢者交付金	2,035,842	2,154,565	-118,723	-5.5%	26年度概算分は増加しているが、2年前交付分がマイナズ精算となっているため、全体でも減少となる。
7 県支出金	373,985	371,425	2,560	0.7%	県調整交付金(基準分)は医療給付費等から前期高齢者交付金等を控除した額に8%を乗じて算出。
8 連合会支出金	640	0	640	#DIV/0!	特定健診未受診者特別対策補助金
9 共同事業交付金	918,117	1,001,329	-83,212	-8.3%	高齢交付金△36,240(△19.7%)、保険財政交付金△46,972(△5.7%)
10 財産収入	200	200	0	0.0%	
11 繰入金	555,023	467,728	87,295	18.7%	一般会計繰入金16,055(4.1%)は、財政安定化支援事業費(交付税算入額)増見込みによるもの。 基金繰入金+71,240(+92.2%)は、前期高齢者交付金減等による会計全体への影響額によるもの。
12 繰越金	2	2	0	0.0%	
13 諸収入	5,304	4,745	559	11.8%	
歳入合計	7,469,000	7,726,000	-257,000	-3.3%	

※1: 国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった見込額

歳出

款	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率	備 考
1 総務費	123,787	122,308	1,479	1.2%	
2 保険給付費	5,055,036	5,212,202	-157,166	-3.0%	一般療養給付費:4,050,000(H25 4,055,000) 退職療養給付費:390,000(H25 508,000) 平成25年度決算見込を基本とし、(1)平成26年度平均の被保険者数を一般分△4.0%、退職分△10.0%と想定 (2)平成26年度の1人当たり保険給付費の伸びを全体で+4.0%と想定し算出
3 後期高齢者支援金等	902,542	935,382	-32,840	-3.5%	※1 後期高齢者医療の4割の財源となる各保険者からの支援分。26年度概算分は増加しているが、2年前概算分がマイナズ精算となっているため、全体でも減少となる。
4 前期高齢者納付金等	935	554	381	68.8%	※1 各保険者間の前期高齢者の偏在による負担を調整
5 老人保健拠出金	47	150	-103	-68.7%	※1
6 介護納付金	400,632	418,396	-17,764	-4.2%	※1 26年度概算分は前年とほぼ同額だが、2年前概算分がマイナズ精算となっているため、全体でも減少となる。
7 共同事業拠出金	905,249	953,999	-48,750	-5.1%	高額拠出金△6,528(△4.0%)、保険財政拠出金△42,222(△5.3%)
8 保健事業費	58,670	60,904	-2,234	-3.7%	特定健診委託料減(△2,257)
9 基金積立金	201	201	0	0.0%	
10 公債費	200	200	0	0.0%	
11 諸支出金	11,701	11,704	-3	-0.0%	
12 予備費	10,000	10,000	0	0.0%	
歳出合計	7,469,000	7,726,000	-257,000	-3.3%	

※1: 国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった見込額

プレビュー表示
中

指定日時:

カレンダー 0 時 0 分

表示

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [保険・年金](#) > [国民健康保険](#) > [国民健康保険運営協議会](#)

国民健康保険運営協議会

[通常ページへ戻る](#) 掲載日: 2014年5月22日更新

審議会の概要

国民健康保険事業の運営に係る重要事項を審議するために設置

[村上市国民健康保険運営協議会規則 \[PDFファイル/34KB\]](#)

委員名簿

[国民健康保険運営協議会委員名簿 \[PDFファイル/53KB\]](#)

会議の開催状況

平成26年2月13日

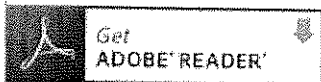
- (1) 平成26年度村上市国民健康保険特別会計予算(案)について
- (2) 村上市国民健康保険診療所設置条例などの廃止について
- (3) その他

- ・ [会議録概要 \[PDFファイル/93KB\]](#)
- ・ [会議資料 \[PDFファイル/353KB\]](#)

平成25年11月21日

- (1) 平成25年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について
- (2) 平成26年度国民健康保険事業計画(案)について
- (3) その他

- ・ [会議録概要 \[PDFファイル/102KB\]](#)
- ・ [会議資料 \[PDFファイル/313KB\]](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

平成25年度第4回国民健康保険運営協議会会議録（概要）

1 日 時 平成26年2月13日（木） 午前10時00分から

2 場 所 クリエイト村上 第1会議室

3 出席者（※敬称略）

【委員】 佐藤 和久、大嶋 芳美、佐藤仙太郎、伊賀 芳朗、鈴木 英雄、
富樫 賢一、佐藤 忠、小田 健一、川原 勝彦、平井 正春 10名

【事務局】 保健医療課 林課長、五十嵐国保室長、菅原健康支援室長、
長谷部副参事、松田主査
税務課 伊与部課長、加藤収納推進室長、前川副参事
朝日支所 横山地域福祉課長

4 議 事

(1) 平成26年度村上市国民健康保険特別会計予算（案）について（資料1）

事務局が資料1により説明

【質問・意見】

- 委員：医療費及びジェネリック医薬品差額通知の実施状況を教えてください。
- 事務局：年4回対象者へ通知しています。前回通知との比較で300万円前後の医療費の減少がみられます。また、後期高齢者医療でも年1回ですが差額通知を予定しています。
- 委員：特定健診の受診率はいかがですか。
- 事務局：平成24年度実績は35.6%で、前年度比較で△1%でした。受診率向上のために土日についても実施しています。
- 委員：保険給付費の割合が高いわけですが、医科（入院・通院）、歯科、調剤別の増減の傾向はいかがですか。
- 事務局：入院、調剤で増加傾向がみられます。
- 委員：入院を減らし、往診をしていただくことで医療費を抑えることができるのではないのでしょうか。
- 委員：管内の開業医も少ないながら、可能な範囲で往診しています。国はそのようなことを言っていますが、実際の話としては難しい。開業医もできる範囲で頑張っていることをわかっていただきたいです。
- 委員：温泉活用健康事業は利用方法が変更になりましたが、期間延長、利用可能施設の拡充や今後の事業の方向性は。
- 事務局：現在のところ市の施設、村上市に入湯税を納めている施設で線引きさせていただいています。期間延長については宿泊施設についてはオフシーズンということで、お願いしやすいことや予算等の都合もあり期間を区切ってやっています。
- 委員：特定健診の受診率が上がらないということですが、集団健診の負担金を無料にすることは難しいのでしょうか。国保ではあまり例がないので

しょうか。

○事務局：例は聞き及んでおりません。また、無料とすることについて協議した経緯はありません。

(2) 村上市国民健康保険診療所設置条例等の廃止について（資料2）

事務局が資料1により説明

【質問・意見】 特になし

(3) その他（事務局から説明）

- ・診療所の備品について説明
- ・平成26年度国民健康保険事業計画の修正（課題、数値目標等を盛り込んだものとしたこと）

・国民健康保険運営協議会の公開について

○事務局：国民健康保険運営協議会の公開についてご意見をお聞きしたい。

○委員：新潟市は公開しています。開かれた市政という意味でも問題ないかと思えます。

○委員：慣れないうちは委員が緊張するでしょう。

○委員：医療費の高騰や国保税の未納の話などは、直接聞いたほうが市民にも伝わりやすいと思えます。

○事務局：ご意見を参考にしながら、ほかにも色々な諮問機関がありますので、一貫した考え方で対応したいと考えています。

平成25年度第3回国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 日時 平成25年11月21日（木） 午前10時00分から
2 場所 村上市役所 第4会議室
3 出席者（※敬称略）

【委員】 佐藤 和久、大嶋 芳美、佐藤仙太郎、伊賀 芳朗、鈴木 英雄、
中村 良平、富樫 賢一、小田 健一、川原 勝彦 9名

【事務局】 保健医療課 林課長、五十嵐国保室長、菅原健康支援室長、
長谷部副参事、松田主査
税務課 伊与部課長
朝日支所 横山地域福祉課長

4 議 事

- (1) 平成25年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について
事務局が資料1により説明

【質問・意見】 特になし

- (2) 平成26年度国民健康保険事業計画書（案）について

【質問・意見】

- 委員：収納率の向上ということですが、収納担当職員数は何人か。また、収納率が新潟市に次いでワースト2のようなようですが、その要因は何ですか。
- 事務局：非常勤特別職である収納推進員が4名、他に職員である徴税吏員がいます。国保税だけでなく、市税等全般を収納しています。また、要因ですが、長期滞納者の場合、古い分から納付しているため、現年度分まで解消できないこと、国保税は税額自体が大きく一度滞納してしまうと解消が難しいことがあります。
- 事務局：納税貯蓄組合が解散したことも要因のひとつと考えています。
- 委員：主な滞納理由は何ですか。
- 事務局：生活困窮が多いです。
- 委員：資格喪失や第三者行為の届出、制度周知について広報を強化してはいかがでしょうか。
- 事務局：広報不足の点は、今後検討したいと思います。
- 委員：広域化という意味合いは。
- 事務局：県単位という方向性が示されています。
- 委員：集団健診と個別健診の負担金が同額という意味は何ですか。
- 事務局：24年度までは集団が1500円、個別が2500円でしたが、25年度からはいずれの自己負担額も1500円としました。
- 委員：計画の中に、特定健診の受診率や収納率の実績や目標値を載せたほうが説得力が増すのではないのでしょうか。

- 事務局：加えさせていただきます。
- 委員：啓発活動で、老人クラブなど組織を対象にしたPR、研修などをしてお互いにかかわりあうことで国保の健全財政に役立つのではないかと考えますが。
- 事務局：合併前に取り組んだ経緯もありますので、ご相談させていただきます。
- 委員：協会けんぽではジェネリック推進のため、保険証にシールを貼ってもっています。検討してはいかがでしょうか。
- 事務局：シールではないのですが、保険証を入れるカードケースにジェネリック推進の文言を入れたものを毎年配布しています。シールについては現物を拝見した上で検討してみたいと思います。
- 委員：柔整で訪問指導はどのような形で実施していますか。
- 事務局：今年度9月から始めたばかりで、月5件程度。長期間請求がある加入者を訪問しています。
- 委員：医者要らずの人と多く受診する人と国保税率の差があると、健康に対する意欲も出てくるのではないですか。
- 事務局：技術的にも難しいと思われれます。ただし、保険者の中には1年間受診しない場合に商品券を配布するなどしているところもあります。